

広域地方計画区域のあり方について

平成 18 年 6 月 30 日
国 土 審 議 会

目 次

はじめに	1
(1) 国土計画制度の改革と広域地方計画の意義.....	1
(2) 検討の経緯	1
(3) 検討の対象	1
(4) 道州制との関係について	2
1. 広域地方計画区域設定の基本原則	2
2. 広域地方計画区域の設定	4
(1) 広域地方計画区域	4
(2) 各広域地方計画区域の概要	6
3. 広域地方計画策定に当たって留意すべき点	8
(1) 全国計画と広域地方計画及び広域地方計画間の 調整等に関すること	8
(2) 隣接する広域地方計画区域への参加等	8
別紙1 広域地方計画区域	10
別紙2 広域地方計画策定に際しての合同協議会、分科会等の活用.....	11
別紙3 各広域地方計画区域の概要	12
参考資料	26
附属資料	38

広域地方計画区域のあり方について

はじめに

(1) 国土計画制度改革と広域地方計画の意義

成熟社会型の国土計画を目指して、国土総合開発法が国土形成計画法へと改正され、地方公共団体から国への計画提案や国民の意見を反映させる仕組みが制度化されるとともに、全国計画と広域地方計画の二層からなる計画体系に再編された。

このうち広域地方計画は、国と地方の協働により将来ビジョンを描き、地方の主体的な取組を尊重しつつ独自の戦略に基づくグローバル化時代における自立した地域づくりを目指すものである。このことを通じて、各地域が多様な個性を発揮し、その相乗効果によって我が国全体の発展に貢献するとともに、国土全体がより魅力的なものとなるといった意義を有する。

(2) 検討の経緯

国土形成計画法に基づき、広域地方計画を策定する単位としての広域地方計画区域を設定する必要があることから、平成 17 年 9 月、国土審議会に「一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な地域の区分のあり方について調査審議」することを任務とする圏域部会を設置した。

平成 17 年 10 月以降 8 回にわたって開催した圏域部会では、

- ・住民や企業の社会経済活動の実態
- ・地域の歴史・文化的背景や自然条件の類似性
- ・各地域における自主的な広域連携の取り組み実態

等の観点から検討を行うとともに、

- ・地域住民に対するアンケート調査
- ・地方公共団体や経済団体からの意見聴取

を行って調査審議を進めてきた。

本報告書は、広域地方計画区域のあり方について、圏域部会における調査審議結果の報告を基に、国土審議会において取りまとめたものである。

(3) 検討の対象

北海道及び沖縄県については、国の計画としてそれぞれ北海道総合開発計画及び沖縄振興計画が存在していることから、法律上、広域地方計画の対象外（ただし、隣接する広域地方計画区域には参加することが可能。）となっている。

また、広域地方計画は 2 以上の都府県の区域について、「一体として総合的な国土の形成を推進する」ものであり、地理的には当該都府県全体を一体として対象とし、計画内容は総合

的・網羅的なものとされており、このような性格を有する広域地方計画区域が重複することは法律上予定していない。

したがって、広域地方計画区域については、北海道と沖縄県を除く 45 都府県を、都府県の区域を分割することなく、重複なく、かつ隙間なく区分することとした。

(4) 道州制との関係について

広域地方計画区域の検討に際して、現在政府内外において議論がなされている道州制との関係を以下のとおり整理した。

広域地方計画区域は、国土形成計画策定のための区域、すなわち、現行の都道府県制度を前提に、国・地方公共団体・経済界等の関係者が当該区域の国土形成に関する方針・目標を共有化した上で、相互に協力・調整しながら必要な施策を明確化することにより、都道府県境を超えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことをねらいとするものである。

これに対し、道州制の議論は、国と基礎自治体の中間に位置する広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方公共団体双方の政府のあり方を再構築するものと理解される。

また、広域地方計画は 10～15 年程度を想定した計画であり、その区域については、国土を取り巻く情勢の変化に応じて必要な場合には適切に見直しが必要とされるべきものである。

これに対し、道州制は、現行の都道府県制度が法的地位の変容を経ながらも約 120 年の長きにわたってその構成と区域を維持してきたことにもみられるように、今後の長期を見据えた我が国の中央・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築するものと理解される。

以上のとおり、広域地方計画区域と道州制とは、目的や時間的視野など制度を異にするものである。なお、広域地方計画は広域的な課題に対応するものであることから、将来、道州制が導入された場合においては、計画の策定上必要であれば広域地方計画区域も適切に見直されるべきものとする。

1. 広域地方計画区域設定の基本原則

国土形成計画法では第 3 条で、国土形成計画の基本理念として、国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、

- ① 特性に応じて自立的に発展する地域社会、
- ② 国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、
- ③ 安全が確保された国民生活、

④ 地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、
の基盤となる国土を形成するよう、適切に定めるものとされている。

また、法第 9 条では、広域地方計画区域について、北海道と沖縄県を除く 45 都府県につき、
2 以上の都府県の区域¹であって、

⑤ 自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる区域、

⑥ 一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域、
として定めるものとされている。

さらに、法第 10 条では、広域地方計画区域ごとに、

⑦ 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市（協議により、当該広域地方計画区域内の市町村、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。）により、広域地方計画協議会を組織することとされている。

これらの規定に基づき、広域地方計画区域を設定するに当たっては、以下を基本原則とした。

すなわち、①地域の自立的発展及び②国際競争力の強化 の観点からは、区域として

ア. 産業、経済、人材その他の地域資源について相当程度の多様性を有し、かつ、人口や経済規模が相当程度以上であり、

イ. 相当程度の都市集積、産業集積、学術・文化集積を有し、

ウ. 国際定期便が就航する空港や外資コンテナ貨物を取扱う主要港湾など、基幹的な国際交流基盤が存在し、あるいは今後整備される見込みがあり、

エ. 海洋国家たる日本の特性を生かし、今後飛躍的に発展することが見込まれる東アジア地域との連携を見据えて、日本海と太平洋の両海洋を活用できる状況にあること。

③国民生活の安全確保 の観点からは、

オ. 防災・減災対策や災害時のリダンダンシー確保、

カ. 水資源等の安定的供給、

が、また、④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境 を確保する観点からは、

キ. 海洋国家、森林国家たる日本として、貴重な資産としての内海や森林等の良好な状態での次世代への継承、

¹国土形成計画法第 9 条第 1 項では、以下のとおり規定されている。

- ・首都圏…埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域
- ・近畿圏…京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域
- ・中部圏…愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域
- ・その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域

が地域間の連携等により実現され得る区域であること。

⑤自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる区域 であるためには、

ク．社会経済活動における強い結びつきがみられ、

ケ．自然条件（平野、内海、大河川流域、大規模山岳地域等）の共通性や歴史的・文化的背景の類似性がみられること。

さらに、⑥一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域 であり、かつ、⑦国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等により、広域地方計画協議会を組織する ためには、

コ．当該区域において、地域の主体的な取り組みを活かしつつ、一体的な計画策定・実施が円滑に行われること。

2. 広域地方計画区域の設定

(1) 広域地方計画区域

各地域の将来を見据え、上述の基本原則を最大限に満たす広域地方計画区域として、以下の8圏域を設定すべきである（別紙1参照）。この場合、以下で特記した地域においては、下記の理由により、合同協議会や分科会等を活用する必要がある（別紙2参照）。

① 東北地方 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県の区域を一体とした区域

② 首都圏 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の区域を一体とした区域

ただし、首都圏8都県については、その人口が現状で4,240万人に達するなど、他の区域と比較して規模が大きく、また、北関東地域3県は、その規模や都市・産業集積等の現状からみて、相当の発展ポテンシャルを有している。

こうしたことから、北関東地域においては、東京指向の発想から脱却し、相互の連携を一層強化しつつ、文化機能、情報発信機能等の一層の充実、広域物流体系や国際観光ルートの構築を図ること等により、ポテンシャルを活かした地域の自立的発展を目指すべきであり、首都圏の広域地方計画協議会に北関東地域の分科会を設置して対応を進めることが必要である。

また、東北地方の福島県、新潟県は首都圏とも密接な関係がみられ、この2県と北関東地域3県のあわせて5県は、これまでも既存ブロックに跨る課題等に対応するため、ブロックを超える広域連携の取り組みを進めてきており、今後の交通基盤整備の進展等により新たな発展が期待できる地域である。

このため、東北地方広域地方計画及び首都圏広域地方計画の策定・実施のプロセスの中で、上記の分科会を活用すること等により、東北地方と首都圏に跨る5県の地域

が、日本海と太平洋の両海洋の活用等も含め当該地域の特性に応じた発展構想等を描き、その内容を東北地方広域地方計画及び首都圏広域地方計画に各々取り込んでいくことが必要である。

③ 北陸地方 富山県、石川県、福井県の区域を一体とした区域

④ 中部圏 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の区域を一体とした区域

ただし、北陸地方 3 県については、その人口や経済の規模が他の区域と比較して小さく、また、北陸地方と中部圏は、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつある。

さらに、両区域に共通の課題として、

- ・日本海と太平洋の両海洋を活用した広域物流体系や国際観光ルートの構築
- ・中部山岳地域における国土の保全・管理の一体的推進

等を有している。

このため、北陸地方及び中部圏においては、計画の策定・実施に際して、既存の中部圏開発整備法の下での取り組みの実績をも活かしつつ、

- i 各々の広域地方計画協議会の関係構成員からなる合同協議会を設置し、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想とともに、区域に跨る共通課題に関して協議を行い、
- ii この協議に基づき、当該全体構想や共通課題につき各々の広域地方計画の内容として共通に記述し、それぞれの取り組みを進める、

等の対応が必要である。

⑤ 近畿圏 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域を一体とした区域

⑥ 中国地方 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の区域を一体とした区域

⑦ 四国地方 徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域を一体とした区域

ただし、四国地方 4 県については、その人口や経済の規模が他の区域と比較して小さく、また、中国地方と四国地方は、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつある。

さらに、両区域に共通の課題として、

- ・日本海と太平洋の両海洋を活用した広域物流体系や国際観光ルートの構築
- ・瀬戸内海における国土の保全・管理の一体的推進

等を有している。

このため、中国地方及び四国地方においても、計画の策定・実施に際して、

- i 各々の広域地方計画協議会の関係構成員からなる合同協議会を設置し、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想とともに、区域に跨る共通課題に関して協議を行い、
- ii この協議に基づき、当該全体構想や共通課題につき各々の広域地方計画の内容として共通に記述し、それぞれの取り組みを進める、

等の対応が必要である。

⑧ 九州地方 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の区域を 一体とした区域

(2) 各広域地方計画区域の概要

先述の基本原則との関係からみた各広域地方計画区域の概要は以下のとおり（別紙 3 参照）。

① 東北地方

東北地方 7 県は、人口 1,210 万人、GDP41 兆円と欧州の中規模諸国（ベルギー、スウェーデン、スイス等）とほぼ同程度の人口・経済規模を持ち、30 万人以上の都市は仙台市以下 6 市あり、国際空港や主要外貿コンテナ取扱港湾もそれぞれ複数存在しているなど、自立圏域としてのポテンシャルを有している。

この地域は、人流・物流・通信・居住地移動・進学行動・企業活動といった社会経済活動において結びつきがみられ、一つのまとまりを形成している。

また、この地域では、周辺道県も含めた道県境を超える広域連携の取り組み実績も多くみられる。

② 首都圏

首都圏 8 都県は、人口 4,240 万人、GDP183 兆円と G7 諸国に匹敵する人口・経済規模を持ち、都市・産業・学術・情報・中枢管理の面での巨大な集積や、我が国随一の国際交流機能を有している。

北関東地域 3 県に限ってみても、人口 700 万人、GDP27 兆円と中国地方 5 県や欧州の中規模諸国とほぼ同程度の人口・経済規模であり、30 万人以上の都市 2 市を抱え、工業集積の面では東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川の 4 都県）、名古屋圏（岐阜、愛知、三重の 3 県）、関西圏（京都、大阪、兵庫、奈良の 4 府県）に次ぐ集積を有するなど、相当の自立発展のポテンシャルを持つ地域である。

社会経済活動面では、全国土ないし日本列島の東半分への東京の影響力が極めて大きい中で、この 8 都県がとりわけ東京との強い結びつきがみられる。その反面、北関東地域における相互の繋がり相対的に弱い状況にある。ただし、近年になって、北関東地域において周辺県も含めた県境を超える広域連携の取り組みが行われている。

③ 北陸地方

北陸地方 3 県は、人口は 310 万人に過ぎないが、GDP12 兆円と概ねアイルランドやタイ、マレーシア並みの経済規模を持ち、複数の 30 万人以上都市と国際空港、主要外貿コンテナ取扱港湾のいずれも有しているほか、日本海側有数の産業集積を持つなど、小ぶりではあるものの国際競争に耐え得る自立発展のポテンシャルを持つ地域である。

この地域は、社会経済活動や住民意識の面で強い結びつきがみられ、県境を超える広域連携の取り組み実績もみられるなど、確固たるまとまりを有している。

④ 中部圏

中部圏 5 県は、人口 1,720 万人、GDP72 兆円と G7 諸国に次ぐ人口・経済規模を有し、大規模な工業集積を抱えているほか、都市・学術集積や国際交流の面で我が国有数の機能を持つ地域である。

この地域は、社会経済活動において名古屋を中心に結びつきがみられるほか、周辺県も含めた県境を超える広域連携の取り組みの実績もある。

なお、北陸地方 3 県と中部圏 5 県を合わせた地域については、気象条件は日本海側と太平洋側でかなり異なるものの、人口 2,000 万人強と近畿圏 6 府県に匹敵し、GDP は 84 兆円で近畿圏を超える規模となるなど、北陸・中部両区域の連携を強めることにより将来への発展ポテンシャルがさらに高まることとなる。

⑤ 近畿圏

近畿圏 6 府県は、人口 2,000 万人強、GDP79 兆円と G7 諸国に次ぐ人口・経済規模を有し、都市・産業・学術・情報・中枢管理や国際交流といった諸機能の面で首都圏に次ぐ集積を抱えるほか、長い歴史に培われた特色ある文化を有している。

この地域は、社会経済活動において大阪を中心に強い結びつきがみられ、一つのまとまりを形成しているほか、国の地方支分部局の多くがこの 6 府県を管轄区域としている。

また、この地域では、周辺県も含めた府県境を超える広域連携の取り組み実績も多くみられる。

⑥ 中国地方

中国地方 5 県は、人口 770 万人、GDP28 兆円と欧州の中規模諸国とほぼ同程度の人口・経済規模を有し、30 万人以上の都市は広島市以下 5 市あり、国際空港や主要外貿コンテナ取扱港湾もそれぞれ複数存在しているなど、自立圏域としてのポテンシャルを有している。

この地域は、社会経済活動において結びつきがみられ、国の地方支分部局の多くがこの 5 県を管轄区域としているほか、県境を超える広域連携の取り組みの実績もある。

⑦ 四国地方

四国地方 4 県は、人口は 410 万人に過ぎないが、GDP13 兆円と概ねアイルランドやタイ、マレーシア並みの経済規模を持ち、複数の 30 万人以上都市、国際空港、主要外貿コンテナ取扱港湾のいずれも有しているなど、小ぶりではあるものの国際競争に耐え得る自立発展のポテンシャルを持つ地域である。

この地域は、社会経済活動において結びつきがみられ、とりわけ住民意識の面で帰属意識が強いほか、国の地方支分部局の多くがこの 4 県を管轄区域としており、県境を超える広域連携の取り組みの実績もある。

なお、中国地方 5 県と四国地方 4 県を合わせた地域については、気象条件は日本海

側、瀬戸内海側、太平洋側で異なるものの、人口 1,200 万人弱、GDP42 兆円と東北地方 7 県や九州地方 7 県に匹敵するなど、両区域の連携を強めることにより将来への発展ポテンシャルがさらに高まることとなる。

⑧ 九州地方

九州地方 7 県は、人口 1,340 万人、GDP43 兆円と欧州の中規模諸国とほぼ同程度の人口・経済規模を持ち、30 万人以上の都市は福岡市以下 8 市を有し、国際空港や主要外貿コンテナ取扱港湾については、福岡空港、博多港、北九州港をはじめ複数抱えるなど、自立圏域としてのポテンシャルを持つとともに、東アジア諸国等との国際交流・連携も活発に行われている。

この地域は、社会経済活動の面で福岡を中心に強い結びつきがみられ、一つのまとまりを形成しているほか、国の地方支分部局もこの 7 県を管轄区域とするものが多い。

また、この地域では、県境を超える広域連携の取り組み実績も多くみられる。

3. 広域地方計画策定に当たって留意すべき点

(1) 全国計画と広域地方計画及び広域地方計画間の調整等に関すること

広域地方計画は、全国計画を基本として定める（法第 9 条）こととされており、この観点から全国計画と広域地方計画の整合性が確保される必要がある。

また、複数の広域地方計画区域に跨る課題等に的確に対応することも重要であり、このために北陸・中部及び中国・四国においては合同協議会による対応を進める必要があることは既述のとおりであるが、これら以外の地域においても、必要に応じ計画間の調整等を行うべきである。

(2) 隣接する広域地方計画区域への参加等

法第 10 条第 2 項では、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができることとされている。

また、法第 9 条第 2 項では、一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策については、特に必要があると認められる場合には当該広域地方計画区域外にわたるものを含んで広域地方計画に定めるものとされている。

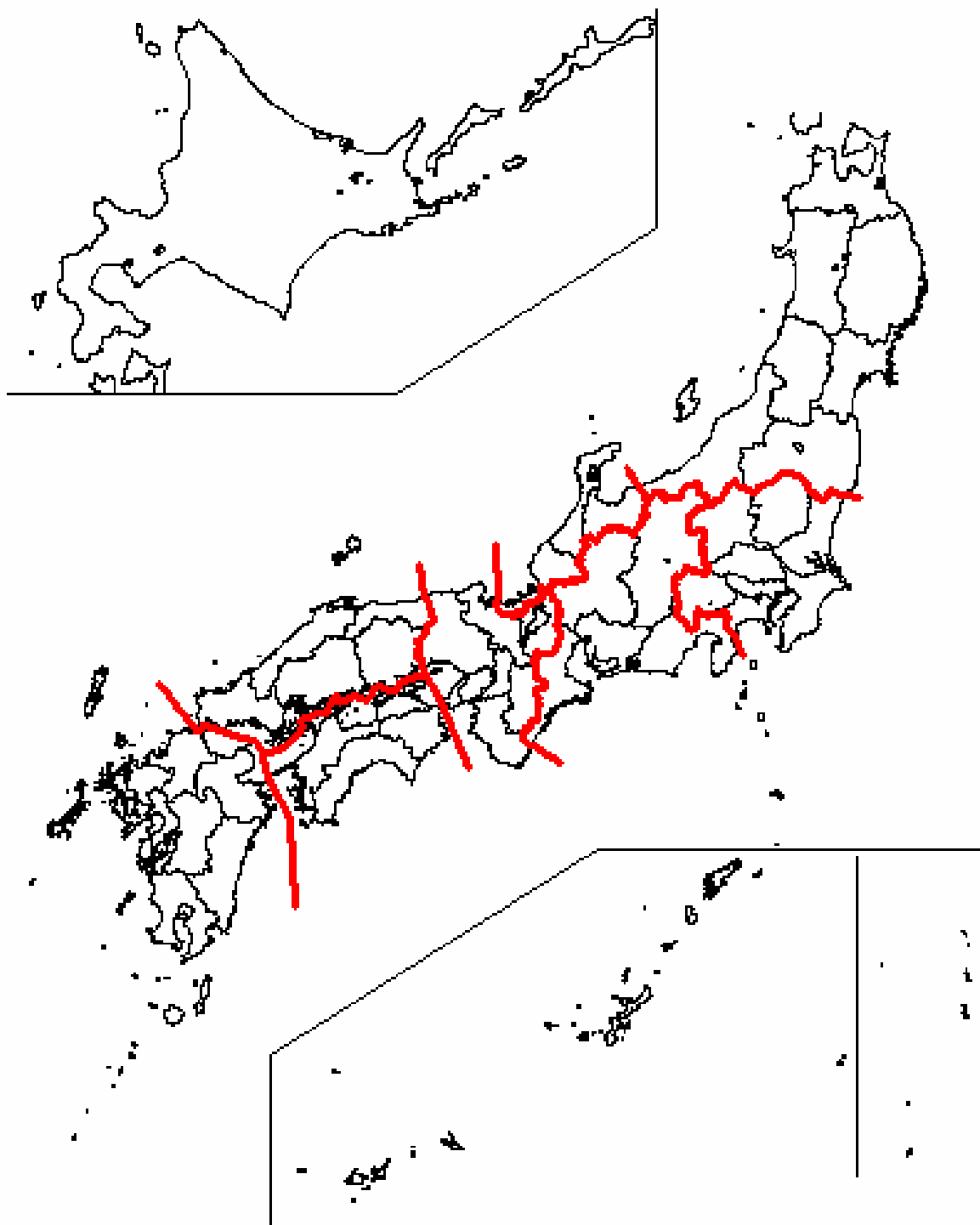
広域地方計画区域の境界に位置するいくつかの都道府県については、隣接する広域地方計画区域とも密接な関係を有しており、それに応じてこれまで様々な取り組みが進められてきている。

このような都道府県に関しては、上述の法の趣旨を踏まえ、隣接都道府県から協議会への参加要望がある場合には当該協議会において前向きに対応すべきであり、協議会の側から隣接都道府県に対し参加の要望がある場合についても当該都道府県は同様に対応すべきである。

なお、広域地方計画は、先述のように、国・地方公共団体・経済界等の関係者が当該区域の国土形成に関する方針・目標を共有化した上で、相互に協力・調整しながら必要な施策を明確化することにより、都道府県境を超えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことをねらいとするものであり、本報告書で示したように広域地方計画区域を定めることによって、区域に跨る広域連携の取り組みに対して何らの制約を加えるものではない。これまでに進めてきた取り組みはもちろん、今後新たに始められるものも含めて、積極的に都道府県境を超える広域連携の取り組みを進めていくことが望まれる。

広域地方計画区域

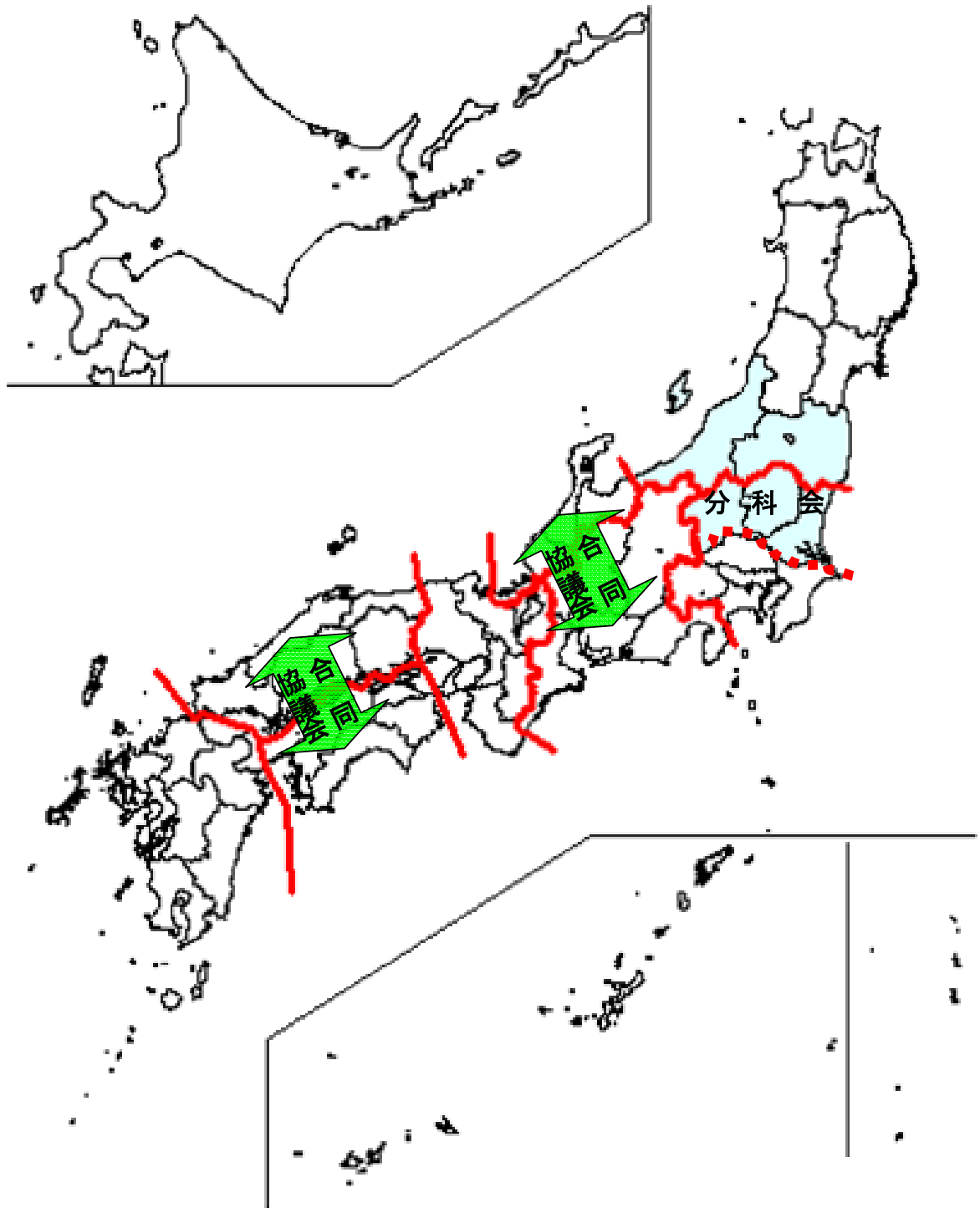
(国土形成計画法第九条第一項に基づき政令で定める区域)



(注) 北海道及び沖縄県は、広域地方計画の対象外。

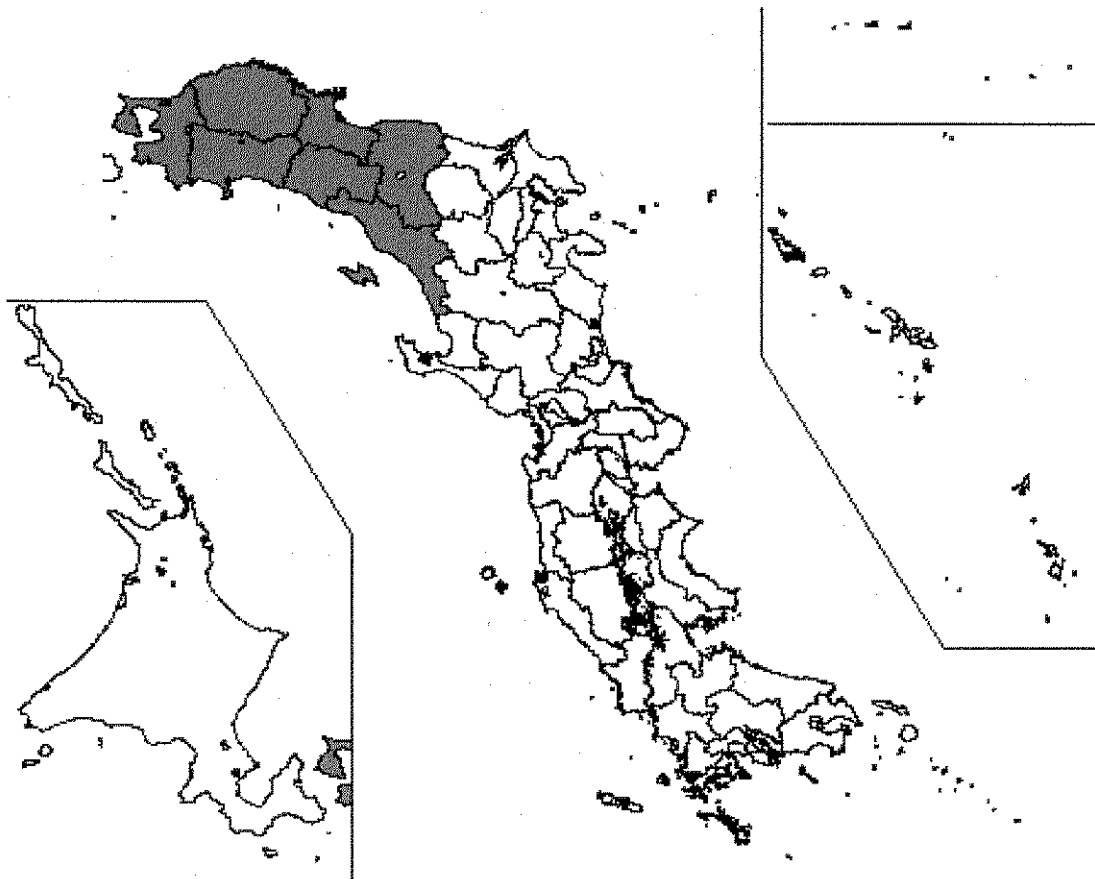
ただし、隣接する広域地方計画区域には参加することが可能。

広域地方計画策定に際しての合同協議会、分科会等の活用



各広域地方計画区域の概要

1. 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県の7県



別紙3

(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
12,066千人 (9.4)	74,926㎢ (19.8)	41,429十億円 (8.4)	3,434千円 (88.5)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・多くの地方支分部局は、新潟県を除く6県を一つの管轄区域とする。
新潟県は、関東又は北陸の地方支分部局管轄の場合が多い。
- ・東北経済連合会の区域
- ・旧東北開発促進計画の区域

(3) 人口30万人以上の都市
(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

仙台市 (1,008)、新潟市 (809)

青森市 (319)、秋田市 (336)、いわき市 (360)、郡山市 (335)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

青森空港 (ソウル4、ハバロフスク2)

秋田空港 (ソウル3)、

仙台空港 (上海/北京3、大連/北京3、長春2、グアム4、ソウル7、台北4)

福島空港 (ソウル5、上海2)

新潟空港 (グアム2、ハルビン4、ハバロフスク2、上海2、ウラジオストク3、ソウル7)

(5) 主な港湾 (2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

八戸港 (26千TEU、0.19%)

仙台塩釜港 (80千TEU、0.58%)

秋田港 (40千TEU、0.29%)

新潟港 (120千TEU、0.88%)

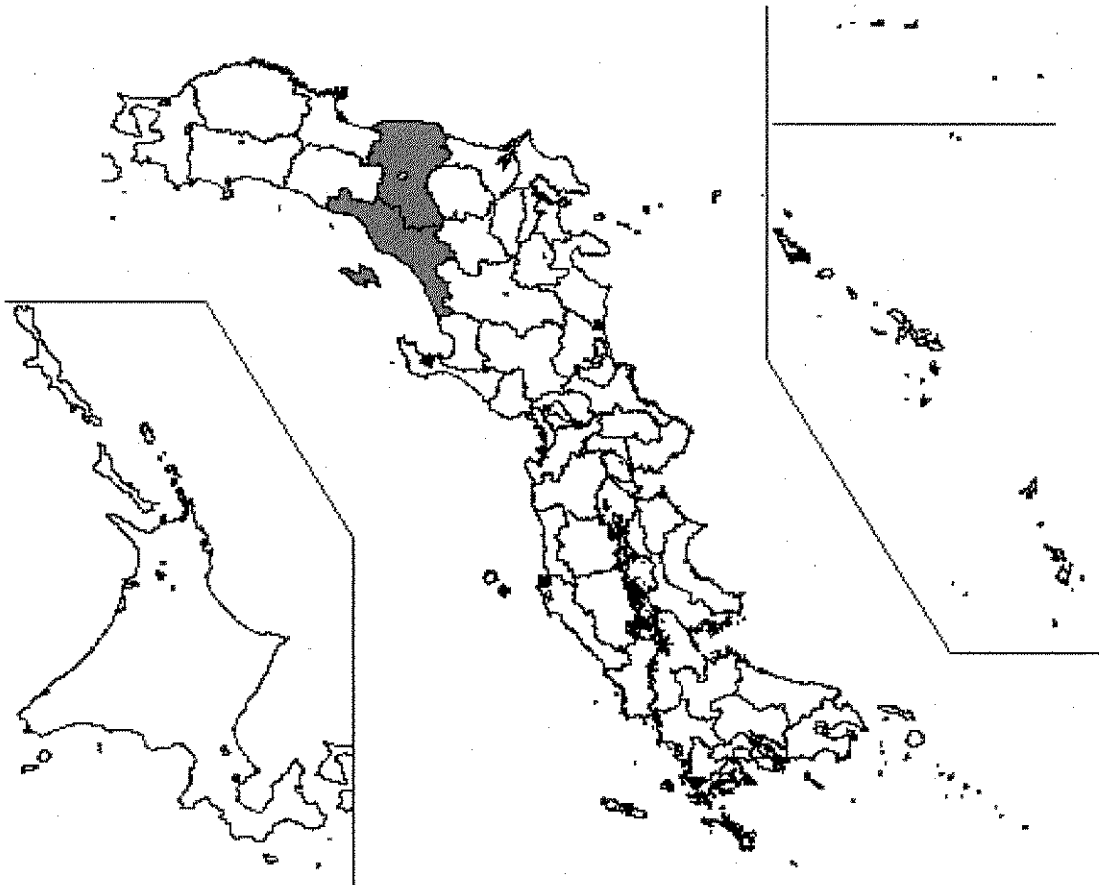
(6) 広域的な取組の例

- ・東北インテリジェント・コスモス構想
- ・東北広域観光推進協議会
- ・東北インキュベーション・センター
- ・東北ベンチャー・ラウンド推進センター
- ・日中経済協力会議

(7) その他

- ・この7県に北海道を加えて北海道東北知事会。

1-部分. 福島県、新潟県の2県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
4,523千人 (3.5)	24,722km ² (6.5)	16,500十億円 (3.3)	3,648千円 (94.0)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係
・この2県を管轄区域とする地方支分部局はない。

(3) 人口30万人以上の都市
(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

新潟市 (809)

いわき市 (360)、郡山市 (335)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

福島空港 (ソウル5、上海2)

新潟空港 (グアム2、ハルビン4、ハバロフスク2、上海2、ウラジオストク3、ソウル7)

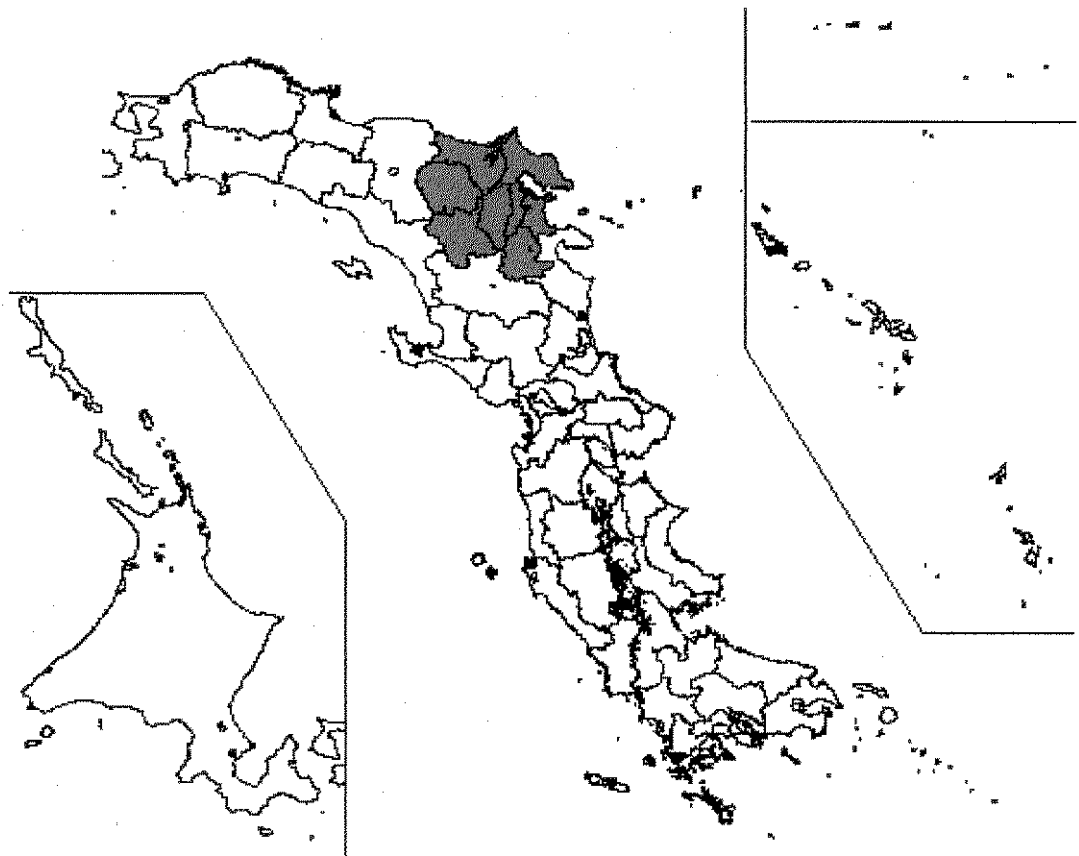
(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)
新潟港 (120千TEU、0.88%)

(6) 広域的な取組の例

・福島・新潟地域連携軸

(7) その他

2. 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の8都県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たり GDP (2003年度)
42,372千人 (33.2)	36,350 km ² (9.6)	183,376十億円 (37.0)	4,328千円 (111.5)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この8都県を管轄区域とする地方支分部局としては、総合通信局、運輸局がある。
- ・首都圏整備計画の区域。
- ・関東商工会議所連合会の区域は、これに静岡県を加えたもの。

(3) 人口30万人以上の都市
(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

さいたま市 (1,133)、千葉市 (887)、船橋市 (550)、八王子市 (536)、横浜市 (3,427)、川崎市 (1,250)、相模原市 (606)
 宇都宮市 (444)、前橋市 (320)、川口市 (460)、川越市 (331)、所沢市 (330)、越谷市 (308)、松戸市 (465)、市川市 (449)、柏市 (374)、町田市 (377)、横須賀市 (429)、藤沢市 (379)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

東京国際空港 (ソウル 56)
 成田国際空港 (多数につき省略)

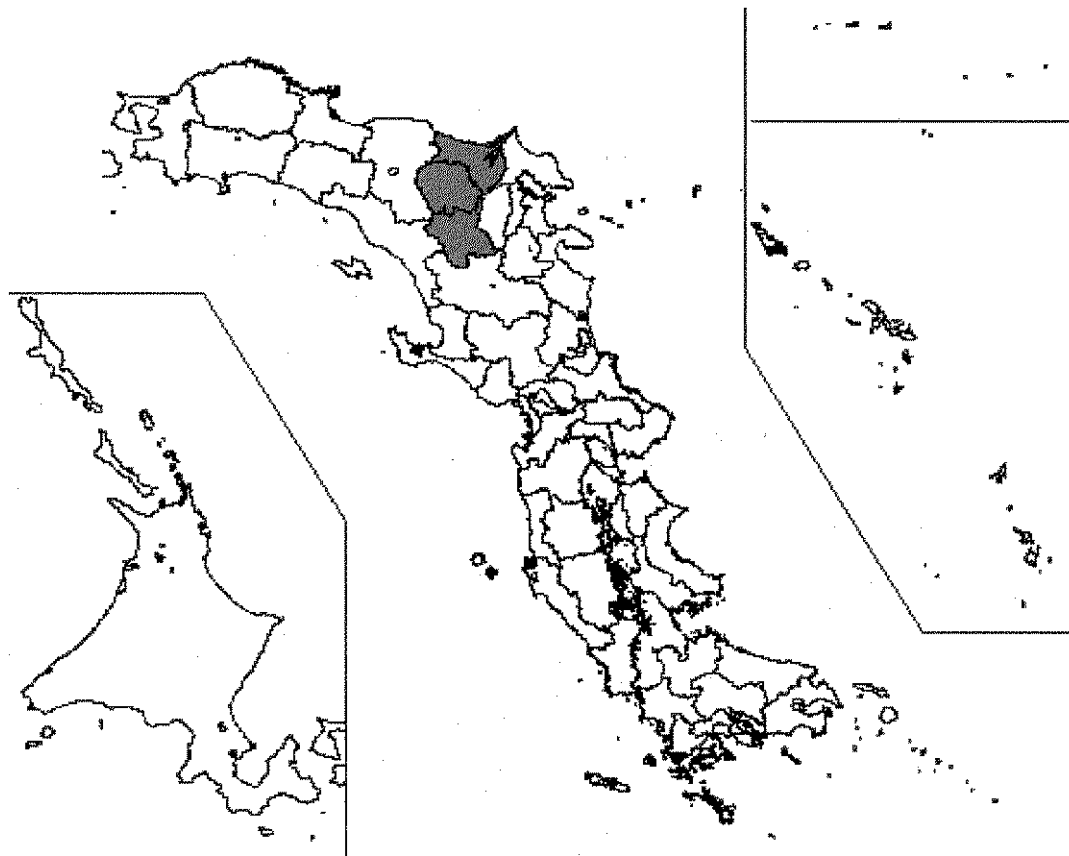
(5) 主な港湾 (2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

千葉港 (47千TEU、0.34%)
 東京港 (3,075千TEU、22.35%)
 横浜港 (2,415千TEU、17.55%)
 川崎港 (30千TEU、0.22%)

(6) 広域的な取組の例

(7) その他

2-1北 茨城県、栃木県、群馬県の3県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%)、又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
7,015千人 (5.5)	18,867km ² (5.0)	26,614十億円 (5.4)	3,794千円 (97.8)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

・この3県を管轄区域とする地方支分部局はない。

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

宇都宮市(444)、前橋市(320)

(4) 国際定期便のある空港(数字は週当たり便数)

なし

(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

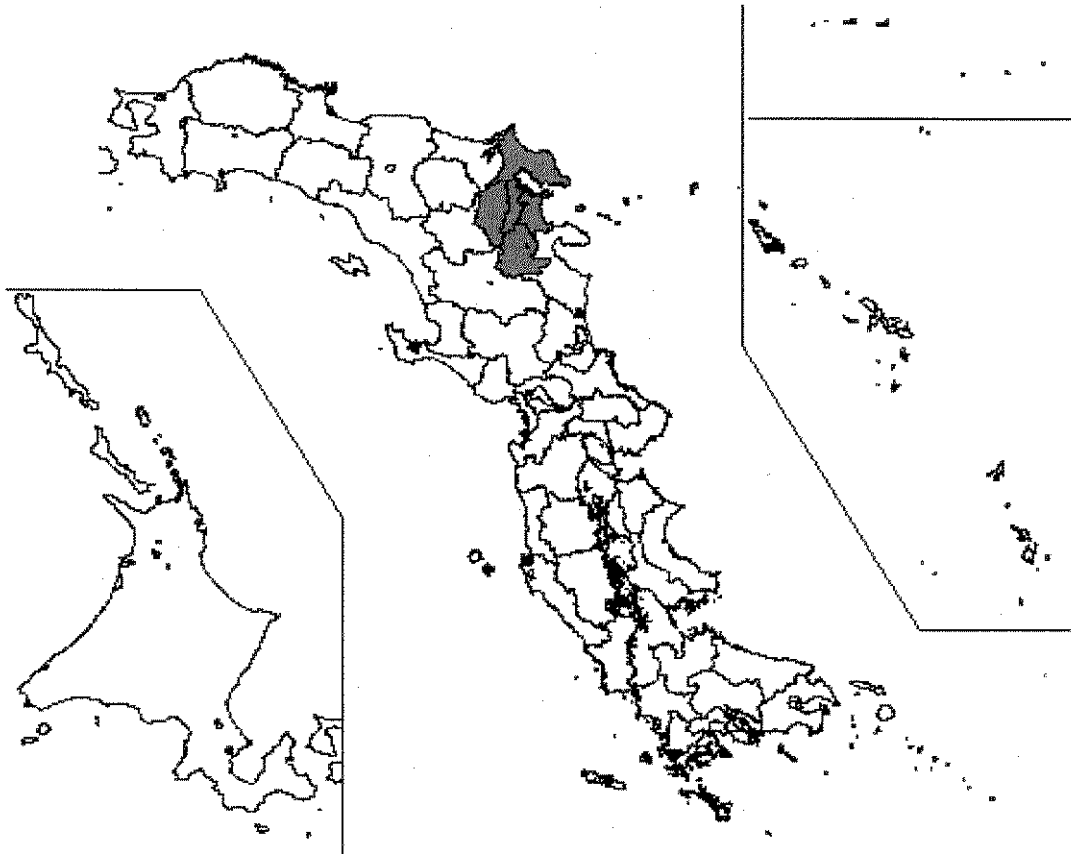
なし

(6) 広域的な取組の例

・広域連携物流特区

(7) その他

2-南 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の5都県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
35,356千人 (27.7)	17,483km ² (4.6)	156,763十億円 (31.6)	4,434千円 (114.3)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この5都県を管轄区域とする地方支分部局はない。

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

さいたま市 (1,133)、千葉市 (887)、船橋市 (550)、八王子市 (536)、
横浜市 (3,427)、川崎市 (1,250)、相模原市 (606)、
川口市 (460)、川越市 (331)、所沢市 (330)、越谷市 (308)、松戸市 (465)、
市川市 (449)、柏市 (374)、町田市 (377)、横須賀市 (429)、藤沢市 (379)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

東京国際空港 (ソウル 56)
成田国際空港 (多数につき省略)

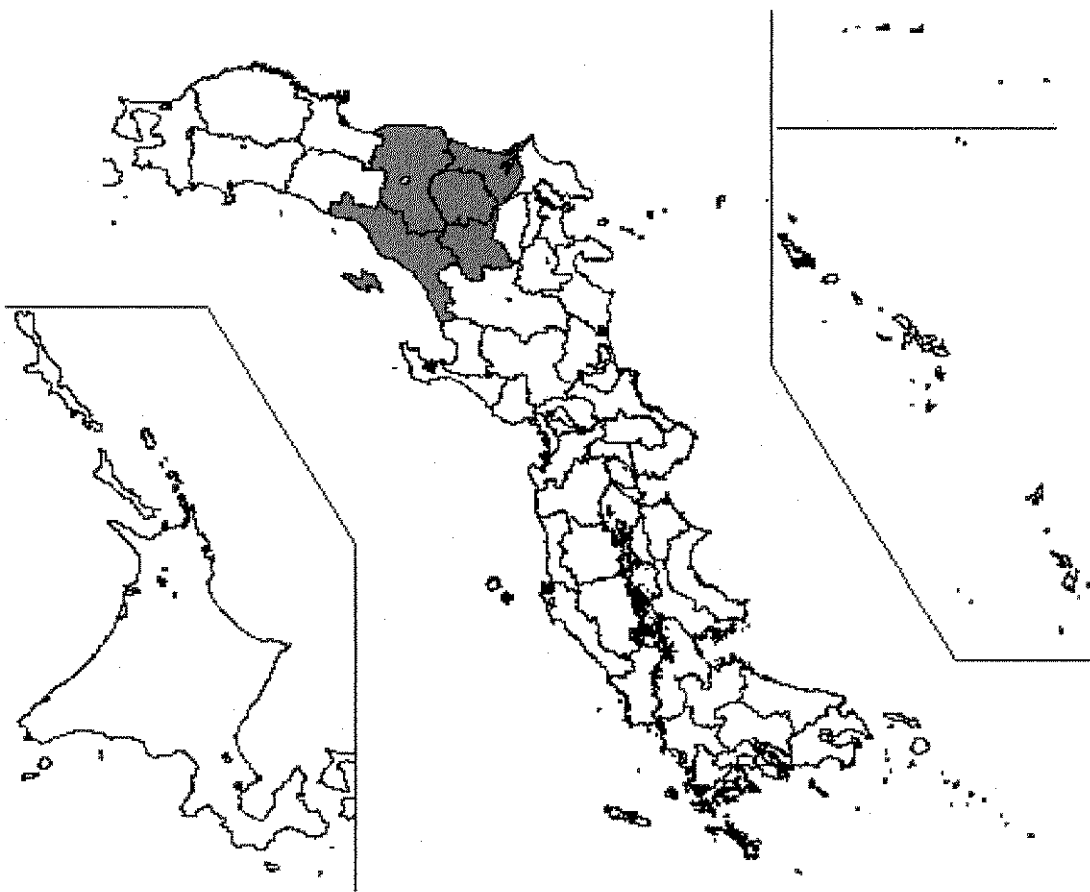
(5) 主な港湾 (2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

千葉港 (47千TEU、0.34%)
東京港 (3,075千TEU、22.35%)
横浜港 (2,415千TEU、17.55%)
川崎港 (30千TEU、0.22%)

(6) 広域的な取組の例

(7) その他

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県の5県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
11,538千人 (9.0)	43,589km ² (11.5)	43,114十億円 (8.7)	3,737千円 (96.3)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

・この5県を管轄区域とする地方支分部局はない。

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1 現在の市区域における2000年国調人口(千人))

新潟市 (809)

いわき市 (360)、郡山市 (335)、宇都宮市 (444)、前橋市 (320)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

福島空港 (ソウル5、上海2)

新潟空港 (グアム2、ハルビン4、ハバロフスク2、上海2、ウラジオストク3、ソウル7)

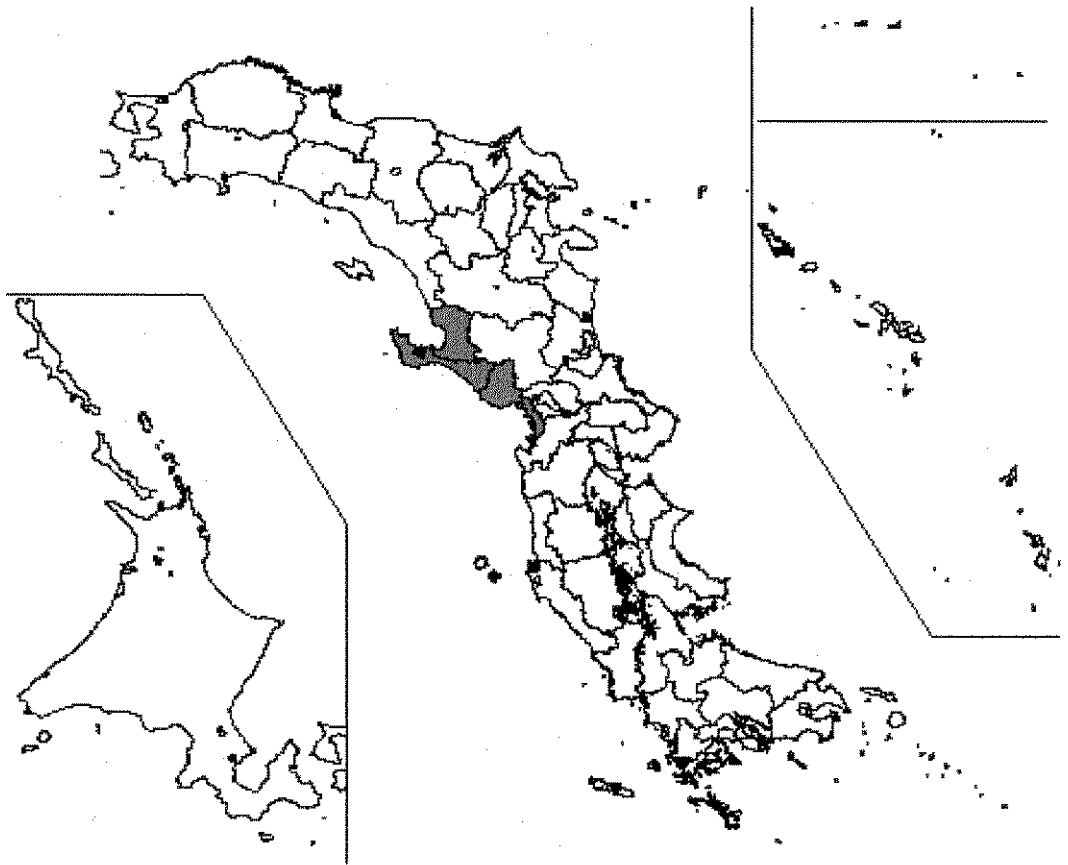
(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)
新潟港 (120千TEU、0.88%)

(6) 広域的な取組の例

・知事会議の開催

(7) その他

3. 富山県、石川県、福井県の3県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
3,107千人 (2.4)	11,176km ² (3.0)	12,315十億円 (2.5)	3,963千円 (102.1)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この3県を管轄区域とする地方支分部局は、総合通信局、財務局及び国税局がある。
- ・富山県、石川県及び福井県は、中部の地方支分部局の管轄の場合もある。
- ・さらに福井県は、近畿の地方支分部局の管轄の場合もある。
- ・北陸経済連合会の範囲
- ・旧北陸地方開発促進計画の区域。

(3) 人口30万人以上の都市 (2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

富山市 (421)、金沢市 (456)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

富山空港 (ソウル5、ウラジオストク4、大連4、上海3)
小松空港 (ソウル4、上海3)

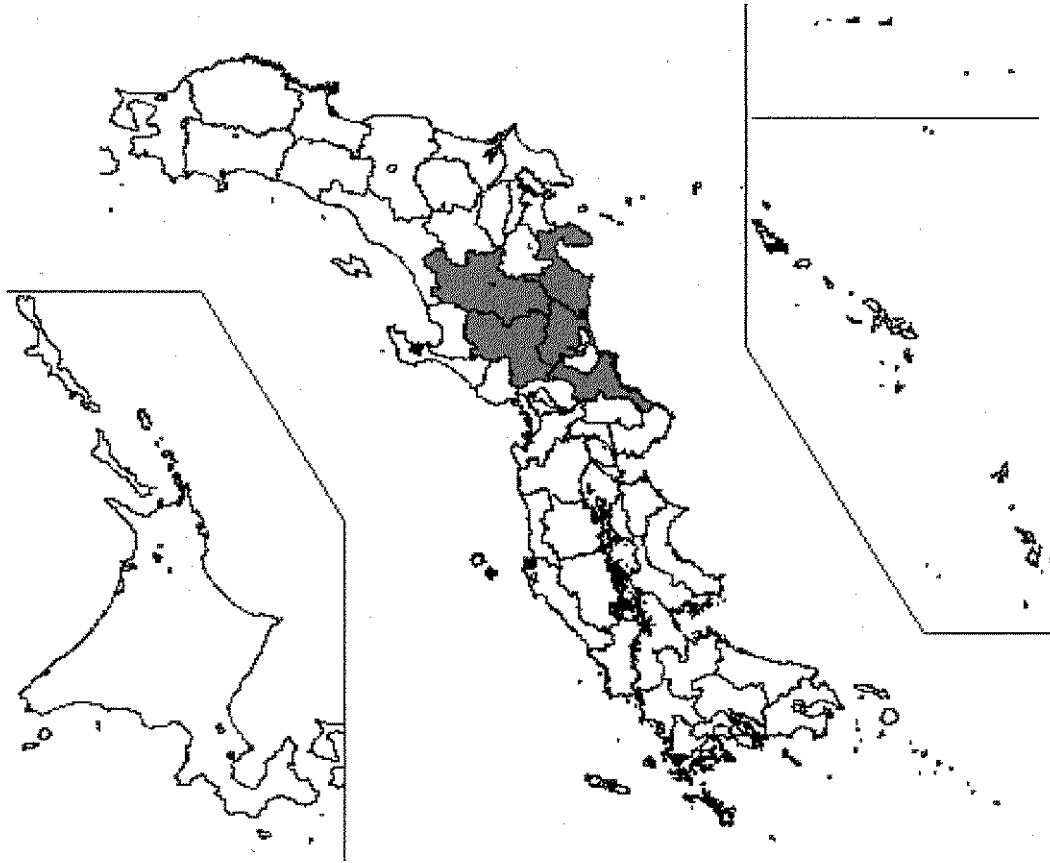
(5) 主な港湾 (2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア) 伏木富山港 (46千TEU、0.34%)

(6) 広域的な取組の例

- ・環日本海の経済交流

(7) その他

4. 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の5県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
17,217千人 (13.5)	41,021km ² (10.9)	71,643十億円 (14.5)	4,161千円 (107.2)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この5県を管轄区域とする地方支分部局としては、税関がある。
- ・長野県及び静岡県は、関東の地方支分部局の管轄の場合もある。
- ・中部経済連合会の範囲

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1 現在の市区域における2000年国調人口(千人))

静岡市 (707)、浜松市 (786)、名古屋市 (2,172)

長野市 (379)、岐阜市 (403)、豊橋市 (365)、豊田市 (395)、岡崎市 (337)、一宮市 (363)、四日市市 (302)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

中部国際空港 (多数につき省略)

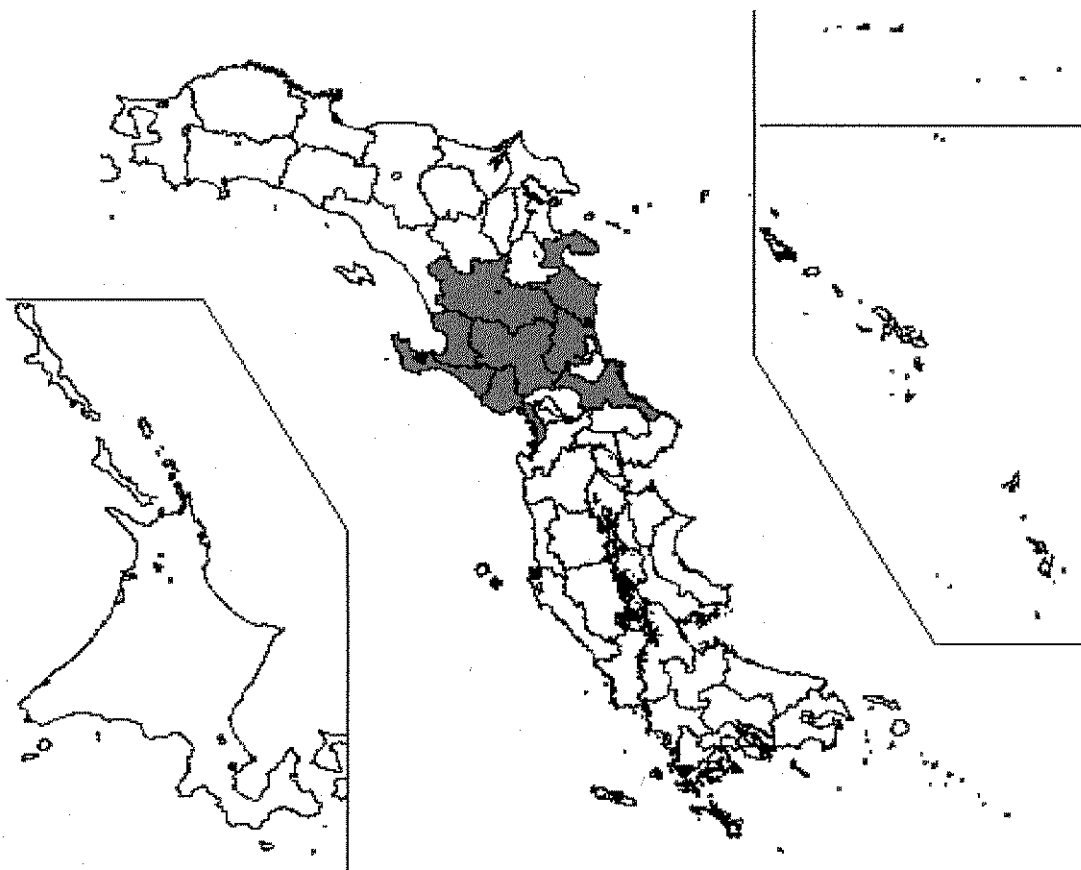
(5) 主な港湾 (2003年外資コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

清水港 (375千TEU、2.72%)
名古屋港 (1,930千TEU、14.03%)
四日市港 (130千TEU、0.95%)

(6) 広域的な取組の例

(7) その他

3+4. 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重
 県の8県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
20,325千人 (15.9)	52,198km ² (13.8)	83,958十億円 (16.9)	4,131千円 (106.4)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この8県を管轄区域とする地方支分部局はない。
- ・長野県及び静岡県は、関東の地方支分部局の管轄の場合もある。
- ・富山県、石川県及び福井県は、北陸の地方支分部局の管轄の場合もある。
- ・さらに福井県は、近畿の地方支分部局の管轄の場合もある。

(3) 人口30万人以上の都市
 (2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

静岡市 (707)、浜松市 (786)、名古屋市 (2,172)

富山市 (421)、金沢市 (456)、長野市 (379)、岐阜市 (403)、豊橋市 (365)、
 豊田市 (395)、岡崎市 (337)、一宮市 (363)、四日市市 (302)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は通年便数)

富山空港 (ソウル5、ウラジオストク4、大連4、上海3)
 小松空港 (ソウル4、上海3)
 中部国際空港 (多数につき省略)

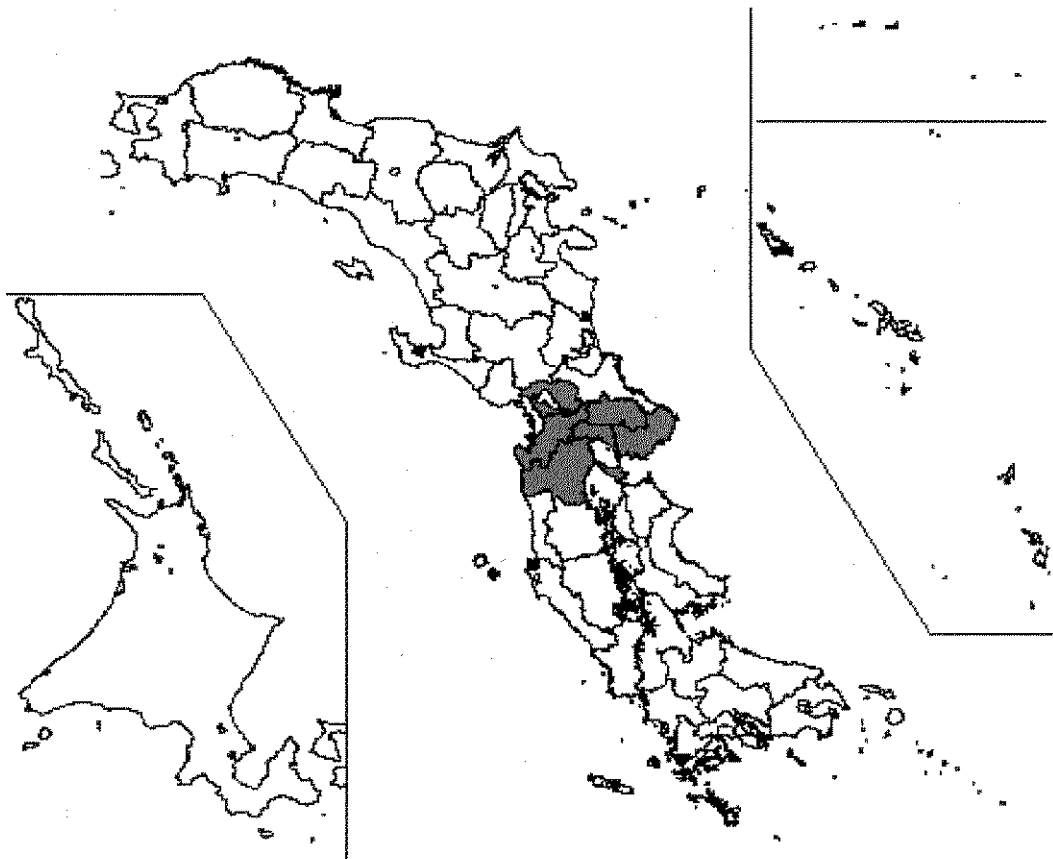
(5) 主な港湾 (2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

伏木富山港 (46千TEU、0.34%)
 清水港 (375千TEU、2.72%)
 名古屋港 (1,930千TEU、14.03%)
 四日市港 (130千TEU、0.95%)

(6) 広域的な取組の例

(7) その他

5. 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の6府県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
20,893千人 (16.4)	27,173km ² (7.2)	78,912十億円 (15.9)	3,777千円 (97.3)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・ この6府県を地方支分部局の管轄区域とするものが多い。
- ・ 関西経済連合会の主な活動範囲。

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1 現在の市区域における2000年国調人口(千人))

京都市 (1,474)、大阪市 (2,599)、堺市 (830)、東大阪市 (515)、
神戸市 (1,493)

枚方市 (403)、豊中市 (392)、高槻市 (357)、吹田市 (348)、姫路市 (478)、
尼崎市 (466)、西宮市 (438)、奈良市 (375)、和歌山市 (387)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

関西国際空港 (多数につき省略)

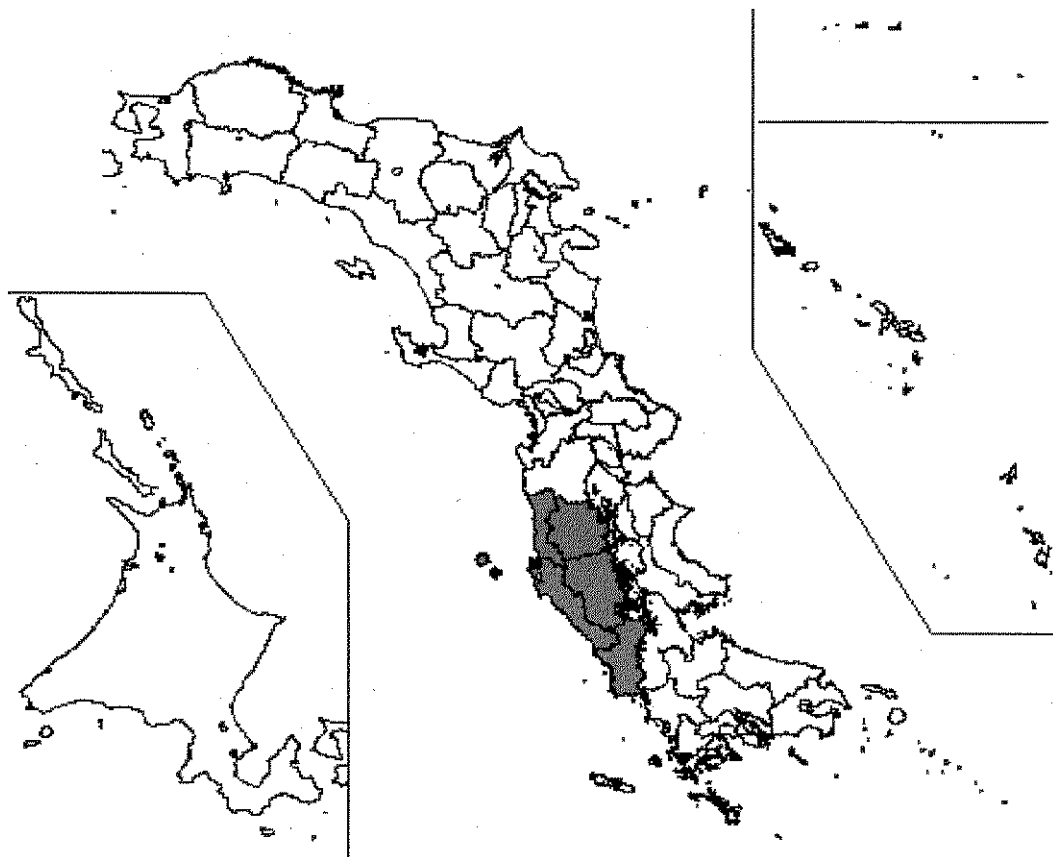
(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

大阪港 (1,610千TEU、11.70%)
神戸港 (1,765千TEU、12.83%)

(6) 広域的な取組の例

(7) その他

6. 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の5県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
7,675千人 (6.0)	31,813 km ² (8.4)	28,138十億円 (5.7)	3,666千円 (94.5)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この5県を管轄区域とする地方支分部局としては多数ある。
- ・一方、中国と四国が同じ地方支分部局もある。
- ・中国経済連合会の範囲。
- ・中国地方商工会議所連合会の区域。
- ・旧中国地方開発促進計画の区域。

(3) 人口30万人以上の都市
(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

岡山市 (653)、広島市 (1,134)

倉敷市 (461)、福山市 (417)、下関市 (301)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は通当たり便数)

米子空港 (ソウル3)

岡山空港 (ソウル7、上海7、グアム2)

広島空港 (ソウル7、上海5、グアム4、大連/北京4、大連3、台北7、バンコク3)

(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

水島港 (73千TEU、0.53%)

広島港 (158千TEU、1.15%)

福山港 (36千TEU、0.26%)

下関港 (70千TEU、0.51%)

徳山下松港 (58千TEU、0.42%)

岩国港 (39千TEU、0.28%)

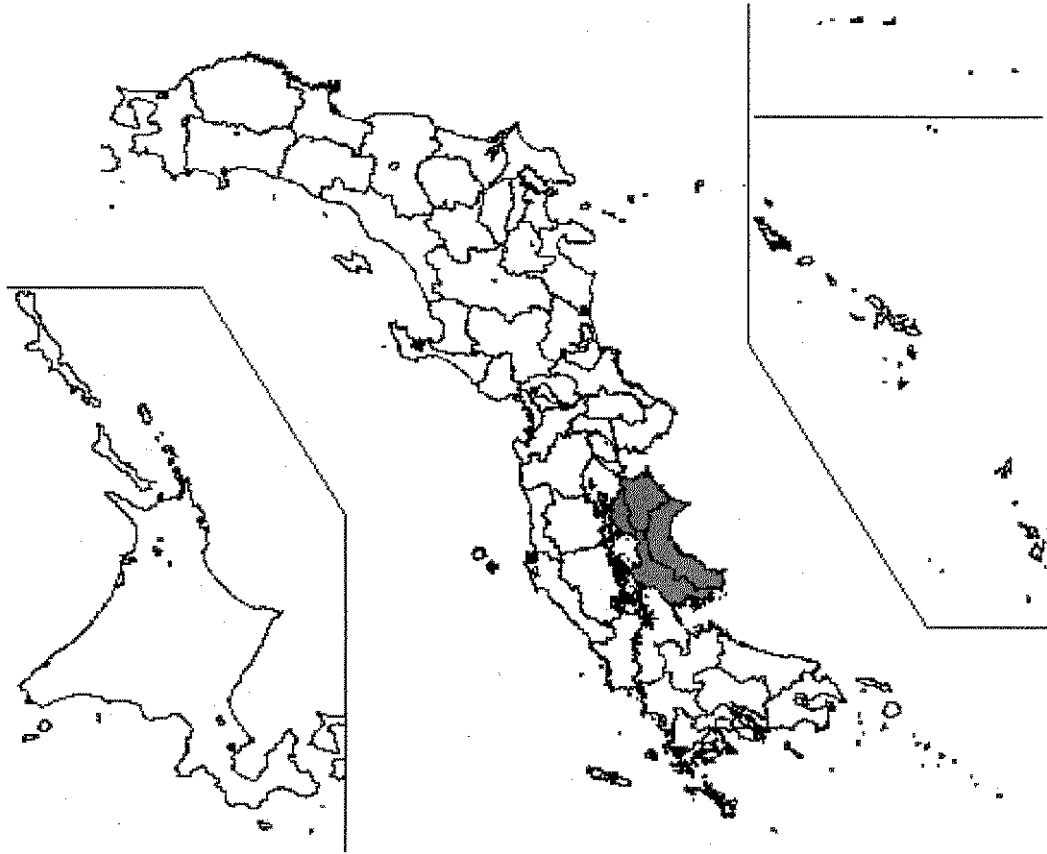
(6) 広域的な取組の例

- ・中国地域産学官コラボレーション会議
- ・中国地域観光連携事業

(7) その他

- ・この5県で中国知事会。

7. 徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
4,086千人 (3.2)	18,789km ² (5.0)	13,393十億円 (2.7)	3,277千円 (84.4)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この4県を管轄区域とする地方支分部局は多数ある。
- ・一方、中国と四国が同じ地方支分部局もある。
- ・四国経済連合会の範囲。
- ・四国商工会議所連合会の区域。
- ・旧四国地方開発促進計画の区域。

(3) 人口30万人以上の都市
(2005/12/1現在の市区域における2000年国調人口(千人))

松山市 (508)

高松市 (337)、高知市 (334)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

高松空港 (ソウル3)

松山空港 (ソウル3、上海2)

(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

高松港 (25千TEU、0.19%)

松山港 (28千TEU、0.20%)

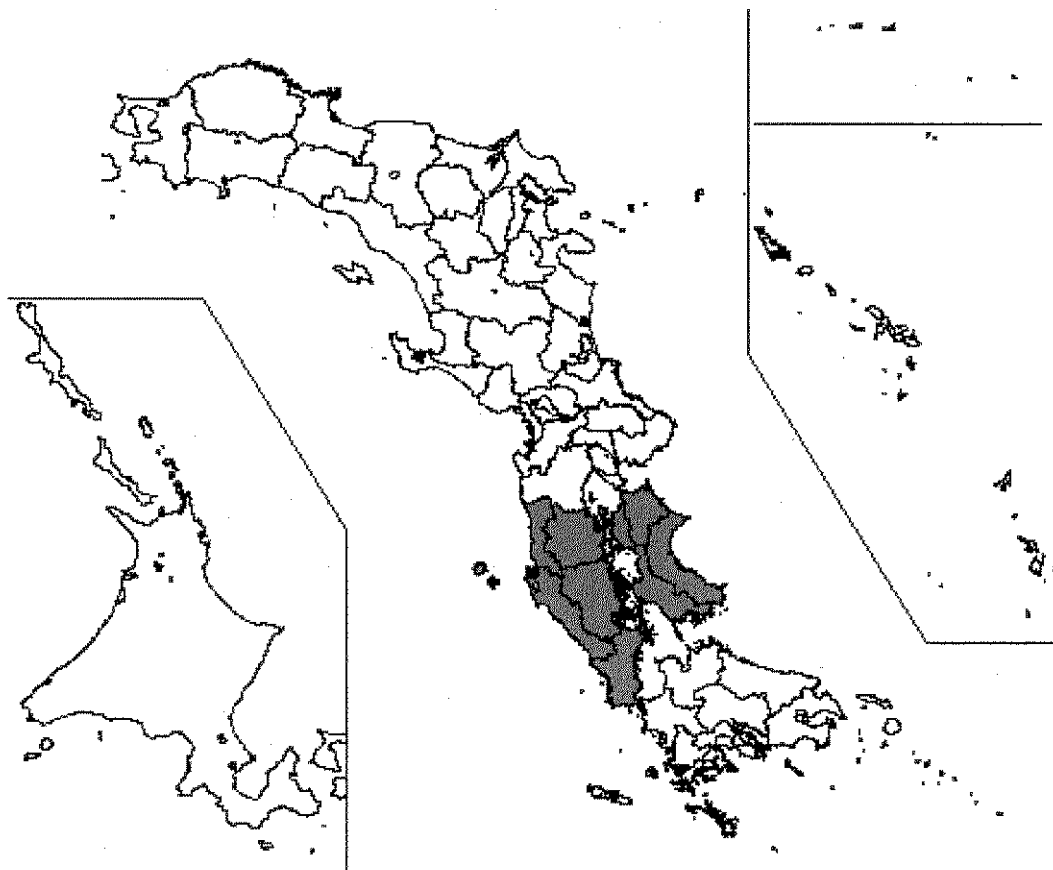
(6) 広域的な取組の例

- ・四国はひとつ(四国4県連携事業)
- ・歴史・文化道推進協議会
- ・野球独立リーグ「四国アイランドリーグ」の設立

(7) その他

- ・この4県で四国知事会。

6+7. 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の9県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
11,762千人 (9.2)	50,602km ² (13.4)	41,531十億円 (8.4)	3,531千円 (91.0)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・この9県を管轄区域とする地方支分部局としては、防衛施設局、行政評価局、厚生局、地方農政局、地方環境事務所がある。
- ・一方、中国と四国が分かれている地方支分部局も多い。

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1 現在の市区域における2000年国調人口(千人))

岡山市 (653)、広島市 (1,134)、松山市 (508)

倉敷市 (461)、福山市 (417)、下関市 (301)、高松市 (337)、高知市 (334)

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

米子空港 (ソウル3)

岡山空港 (ソウル7、上海7、グアム2)

広島空港 (ソウル7、上海5、グアム4、大連/北京4、大連3、台北7、バンコク3)

高松空港 (ソウル3)

松山空港 (ソウル3、上海2)

(5) 主な港湾(2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

水島港 (73千TEU、0.53%)

広島港 (158千TEU、1.15%)

福山港 (36千TEU、0.26%)

下関港 (70千TEU、0.51%)

徳山下松港 (58千TEU、0.42%)

岩国港 (39千TEU、0.28%)

高松港 (25千TEU、0.19%)

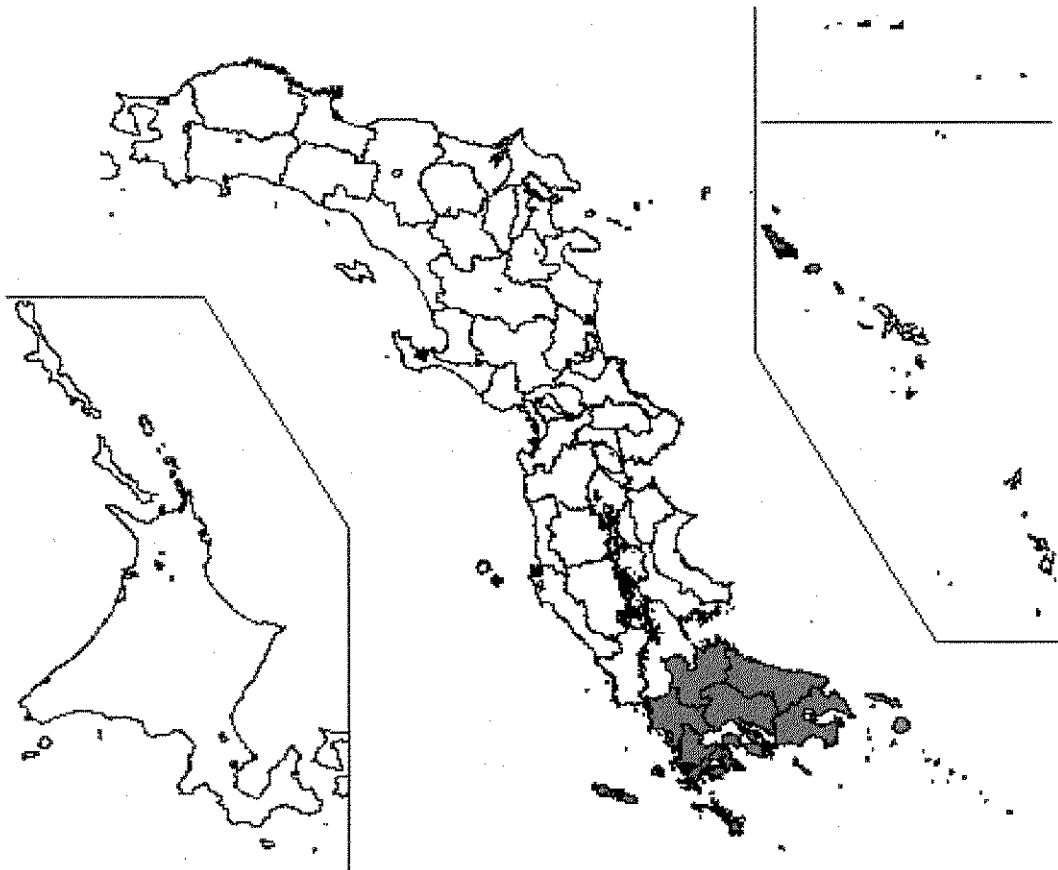
松山港 (28千TEU、0.20%)

(6) 広域的な取組の例

- ・中国・四国ブロック内拠点病院連絡協議会
- ・中国・四国サミット

(7) その他

8. 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、鹿儿岛県の7県



(1) 圏域の規模 (カッコ内は対全国シェア(%), 又は対全国比(全国=100))

人口 (2005.10.1)	面積 (2004年)	GDP (2003年度)	1人当たりGDP (2003年度)
13,352千人 (10.5)	39,910km ² (10.6)	43,486十億円 (8.8)	3,257千円 (83.9)

(2) 国の地方支分部局、経済団体等との関係

- ・ 概ねこの7県を管轄区域とする地方支分部局が多いが、一部沖縄県まで含むものもある。
- ・ 九州経済連合会の区域は、これに山口県及び沖縄県を加えたもの。
- ・ 九州商工会議所連合会の区域。
- ・ 旧九州地方開発促進計画の区域。

(3) 人口30万人以上の都市

(2005/12/1 現在の市区域における2000年国調人口(千人))

福岡市 (1,341)、北九州市 (1,011)、熊本市 (662)、鹿児島市 (602)
久留米市 (305)、長崎市 (457)、大分市 (454)、宮崎市 (306)、

(4) 国際定期便のある空港 (数字は週当たり便数)

福岡空港 (羽32、台北21、上海21、上海/成都7、北京9、大連8、香港7、
シンガポール7、グアム7、釜山9、濟州5、バンコク7、マニラ6、青島4、
アムステルダム3、青島1、広州4、瀋陽3、ホーチミン3、アラル3)

北九州空港 (上海/広州3)
長崎空港 (ソウル2、上海2)
熊本空港 (ソウル3)
大分空港 (ソウル2、上海2)
宮崎空港 (ソウル3)
鹿児島空港 (ソウル3、上海2)

(5) 主な港湾 (2003年外貿コンテナ取扱個数全国上位30位まで。%は全国シェア)

博多港 (507千TEU、3.69%)
北九州港 (376千TEU、2.73%)
伊万里港 (31千TEU、0.22%)
大分港 (27千TEU、0.20%)
志布志港 (34千TEU、0.24%)

(6) 広域的な取組の例

- ・ 九州観光推進機構
- ・ 環黄海経済・技術交流会議

(7) その他

参 考 資 料

国土形成計画の策定に向けた今後の調査審議の進め方について	27
国土審議会委員名簿	29
国土審議会圏域部会委員名簿	30
国土審議会圏域部会の検討経緯	31
国土形成計画法	32

国土形成計画の策定に向けた今後の調査審議の進め方について

平成17年9月7日

国 土 審 議 会

1. 当面の調査審議について

国土形成計画の策定に関し、当面、以下の点について、調査審議を進める。

- (1) 全国計画について、平成19年中頃までを目途に策定できるよう、全国計画の案の作成に関して調査審議を行う。その際、全国計画は国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとされていることから、国土利用計画全国計画の検討と連携をとって進めるものとする。
- (2) 一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な地域の区分のあり方について、調査審議を行い、平成18年度前半を目途に、その結果をとりまとめる。

2. 調査審議体制について

- (1) 1. (1)の事項について調査審議を行うため、別紙1（添付略）の設置要綱により、国土審議会に計画部会を置く。
- (2) 1. (2)の事項について調査審議を行うため、別紙2の設置要綱により、国土審議会に圏域部会を置く。
- (3) 調査改革部会については、その任務を終了したのでこれを廃止する。

圏域部会設置要綱

平成17年9月7日

国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に圏域部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

- 2 部会は、一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な地域の区分のあり方について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(庶務)

- 3 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

(雑則)

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成17年9月7日から施行する。

国 土 審 議 会 委 員 名 簿

平成18年6月30日現在

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

古 賀 一 成	衆議院議員
土 肥 隆 一	衆議院議員
細 田 博 之	衆議院議員
保 岡 興 治	衆議院議員
柳 澤 伯 夫	衆議院議員
渡 辺 喜 美	衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名した者

佐 藤 雄 平	参議院議員
陣 内 孝 雄	参議院議員
前 田 武 志	参議院議員
矢 野 哲 朗	参議院議員

3. 学識経験を有する者（20人以内）

岩 崎 美紀子	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
植 本 眞砂子	日本労働組合総連合会副会長
大 西 隆	東京大学先端科学技術研究センター教授
神 尾 隆	トヨタ自動車(株)相談役 (社)中部経済連合会副会長
川 勝 平 太	国際日本文化研究センター教授
清 原 慶 子	三鷹市長
小 澤 紀美子	東京学芸大学教育学部教授
小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
潮 谷 義 子	熊本県知事
生源寺 眞 一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
神 野 直 彦	東京大学大学院経済学研究科教授
丹 保 憲 仁	放送大学学長
千 野 境 子	産経新聞東京本社特別記者・論説委員長
千 速 晃	新日本製鐵(株)代表取締役会長 前(社)日本経済団体連合会副会長
津 村 準 二	東洋紡績(株)代表取締役会長 (社)関西経済連合会副会長
中 村 桂 子	(株)J T生命誌研究館館長
藤 原 まり子	(株)博報堂生活総合研究所客員研究員
虫 明 功 臣	福島大学理工学群教授
森 地 茂	政策研究大学院大学教授
矢 田 俊 文	北九州市立大学学長

国土審議会圏域部会委員名簿

平成 18 年 6 月 21 日現在

(五十音順)

○ 石 原 信 雄	(財)地方自治研究機構理事長
川 勝 平 太	国際日本文化研究センター教授
見 城 美枝子	青森大学社会学部教授
佐 藤 安 弘	麒麟麦酒(株)相談役
関 川 夏 央	作家
中 村 胤 夫	日本百貨店協会会長、(株)三越相談役
◎ 中 村 英 夫	武蔵工業大学学長
平 野 啓 子	語り部、テレビキャスター
御 厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
矢 田 俊 文	北九州市立大学学長
山 岸 秀 雄	NPOサポートセンター理事長

(◎：部会長 ○：部会長代理)

国土審議会圏域部会の検討経緯

平成 17 年 10 月 14 日 第 1 回圏域部会

- ・国土形成計画の策定について
- ・広域地方計画区域を設定する上で考慮すべき視点について
- ・今後の検討スケジュールについて

平成 17 年 11 月 7 日 第 2 圏域部会

- ・社会、経済、自然、歴史・文化の観点からみた国土区分について
- ・各分野の有識者からの意見聴取

平成 17 年 12 月 2 日 第 3 回圏域部会

- ・広域地方計画区域についての都道府県、政令市、経済団体の考え方
- ・今後の検討の進め方について

平成 18 年 1 月 18 日 第 4 圏域部会

- ・広域地方計画区域についての住民アンケート調査結果について（報告）
- ・広域地方計画区域を設定する目的、原則、視点及びそれに基づく区域に係る論点について

平成 18 年 1 月 30 日 第 5 回圏域部会、第 6 回計画部会合同会議

- ・計画部会におけるこれまでの検討状況について
- ・圏域部会におけるこれまでの検討状況について
- ・全国計画の課題及びその観点からみた広域地方計画区域のあり方について

平成 18 年 3 月 3 日 第 6 回圏域部会

- ・広域地方計画区域検討案について
- ・地方公共団体、経済団体からの意見聴取方法について

平成 18 年 4 月 19 日 第 7 回圏域部会

- ・地方公共団体、経済団体からの意見聴取結果について

平成 18 年 6 月 21 日 第 8 回圏域部会

- ・第 7 回圏域部会での議論を踏まえた地方公共団体、経済団体からの意見等について
- ・圏域部会報告（案）について

国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）

最終改正 平成 17 年法律第 89 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国土審議会の調査審議等（第四条・第五条）
- 第三章 国土形成計画の策定（第六条—第十二条）
- 第四章 国土形成計画の実施（第十三条・第十四条）
- 第五章 補則（第十五条・第十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

（国土形成計画）

第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項
- 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
- 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- 五 産業の適正な立地に関する事項
- 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
- 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
- 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

2 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

（国土形成計画の基本理念）

第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国

内外の連携の確保に配意しつつ、適切に定めるものとする。

- 2 国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第二章 国土審議会の調査審議等

(国土審議会の調査審議等)

第四条 国土審議会は、国土形成計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は勧告する。

- 2 国土審議会は、国土形成計画について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で国土形成計画と密接な関係を有するものについて、国土審議会の意見を聴くことができる。

(要旨の公表)

第五条 国土審議会は、この法律の規定により調査審議した結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

第三章 国土形成計画の策定

(全国計画)

第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。

- 2 前項の国土形成計画（以下「全国計画」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国土の形成に関する基本的な方針
 - 二 国土の形成に関する目標
 - 三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項
- 3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の意見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならない。
- 6 国土交通大臣は、全国計画について第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画に係る政策の評価)

第七条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十

六号) 第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

(全国計画に係る提案等)

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案(全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第四項において同じ。)を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。)を作成しようとする場合において、第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(広域地方計画)

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

- 一 首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
 - 二 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
 - 三 中部圏(愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
 - 四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域
- 2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
 - 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
 - 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超え

る広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項

- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

（広域地方計画協議会）

第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市（以下この条において「国の地方行政機関等」という。）により、広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。
- 3 第一項の協議を行うための会議（第六項において「会議」という。）は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員
 - 二 前項の規定により加わった地方公共団体の長又はその指名する職員
 - 三 前項の規定により加わった者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 協議会は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 6 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（広域地方計画に係る提案等）

第十一条 広域地方計画区域内の市町村（協議会の構成員である市町村を除く。）は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、都府県を経由して、当該市町村の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る広域地方計画の素案を添えなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更（計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。第四項において同じ。）をする必要があるかどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更（計画提案に係

る広域地方計画の素案の内容の一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。)をしようとする場合において、第九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により協議会における協議を経ようとするときは、当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(調査の調整)

第十二条 国土交通大臣は、関係各行政機関の長が国土形成計画に関して行う調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聴いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第四章 国土形成計画の実施

(広域地方計画に関する調整)

第十三条 広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土審議会の意見を聴いて、必要な調整を行うものとする。

(国土形成計画の実施に関する勧告)

第十四条 国土交通大臣は、国土形成計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第五章 補則

(沖縄振興計画との調整)

第十五条 沖縄振興計画と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

(政令への委任)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則 [抄]

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成十七年法律第八十九号) [抄]

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国土形成計画法(以下単に「国土形成計画法」という。)第

六条第四項の規定による全国計画の案の作成については、国土審議会は、この法律の施行前においても調査審議することができる。

- 3 国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、国土形成計画法第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

（国土形成計画法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日以後国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土総合開発法第七条第一項の規定により作成されている全国総合開発計画を国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなす。

- 2 前項の規定により国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなされる全国総合開発計画については、国土形成計画法第七条及び第八条の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 属 資 料

国土形成計画法施行令	39
国土形成計画法施行規則	41

○国土形成計画法施行令（平成１８年政令第２３０号）

（広域地方計画区域）

第一条 国土形成計画法（以下「法」という。）第九条第一項第一号の政令で定める県は、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び山梨県とする。

２ 法第九条第一項第二号の政令で定める県は、滋賀県、奈良県及び和歌山県とする。

３ 法第九条第一項第三号の政令で定める県は、長野県、岐阜県及び静岡県とする。

４ 法第九条第一項第四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

二 北陸圏（富山県、石川県及び福井県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

三 中国圏（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

四 四国圏（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

五 九州圏（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

（広域地方計画協議会の組織）

第二条 法第十条第一項の広域地方計画協議会は、別表の上欄に掲げる広域地方計画区域ごとに、次に掲げる国の地方行政機関で当該広域地方計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに同表の下欄に定める都府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。

一 管区警察局

二 総合通信局

三 財務局

四 地方厚生局

五 地方農政局

六 森林管理局

七 経済産業局

八 地方整備局

九 地方運輸局

十 管区海上保安本部

十一 地方環境事務所

附 則

この政令は、公布の日〔平成十八年七月七日〕から施行する。

別表（第二条関係）

首都圏	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 さいたま市 千葉県 横浜市 川崎市
近畿圏	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都市 大阪市 堺市 神戸市
中部圏	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 名古屋市
東北圏	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 仙台市
北陸圏	富山県 石川県 福井県
中国圏	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 広島市
四国圏	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州圏	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 北九州市 福岡市

（全国計画について国民の意見を反映させるために必要な措置）

第一条 国土交通大臣は、国土形成計画法（以下「法」という。）第六条第四項の規定により同条第二項に規定する全国計画（以下単に「全国計画」という。）の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該全国計画の原案及び当該原案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする。

２ 前項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（都道府県及び指定都市の意見聴取）

第二条 国土交通大臣は、法第六条第四項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該全国計画の原案を都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。次項において同じ。）に送付するものとする。

２ 都道府県又は指定都市は、前項の送付があった場合において、法第六条第五項の規定により国土交通大臣に意見を述べようとするときは、国土交通大臣が指定する期日までに意見を提出するものとする。

３ 前二項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（国土交通大臣の広域地方計画協議会に対する要請）

第三条 国土交通大臣は、法第九条第一項の規定により同条第二項に規定する広域地方計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、法第十条第一項の広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）による法第九条第三項の規定による協議を行うための会議（以下「会議」という。）について、関係する協議会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう要請することができる。

一 広域地方計画区域内の一部の区域について、関係する一部の構成員による会議を開くこと。

二 複数の広域地方計画区域にまたがる区域について、関係する協議会が共同して会議（関係する一部の構成員による会議を含む。）を開くこと。

２ 前項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

附 則

この省令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）の施行の日〔平成十七年十二月二十二日〕から施行する。

附 則（平成十八年国土交通省令第七十四号）

この省令は、公布の日〔平成十八年七月七日〕から施行する。